

2012 年アマチュア資格規則 JGA ガイドラインと解説

アマチュア資格規則の解釈は各国のゴルフ環境や社会経済状況、またはゴルファー個人の状況などを勘案し、ケースバイケースで裁定する必要があることから、必ずしも規則の規定の文言だけで解釈できるものではありません。このことは、しばしばプレーヤーのみならず競技を管理する関係者を混乱させることがあります。そこで、JGA は日本国内におけるアマチュア資格の適用についてそのガイドラインと解説を作成いたしましたのでアマチュア資格規則、アマチュア資格規則裁定集とともにご参照いただきますことをお勧めいたします。このガイドラインで規定していない事項は、アマチュア資格規則、アマチュア資格規則裁定集の規定及び解釈が優先されます。

また、アマチュア資格規則に関して少しでも疑問のあるプレーヤーは、行動を起こす前に JGA に相談することをお勧めいたします。

青字は規則の規定の抜粋です。

定義

3. ゴルフの手腕や名声 (Golf Skill or Reputation)

あるアマチュアゴルファーが「ゴルフの手腕や名声」を有しているかどうかの判断は、統轄団体の決定事項である。一般的に次の場合にのみアマチュアゴルファーはゴルフの手腕を有していると一応考えられる。

(a)アマチュアゴルファーが国、地区レベルの競技に優勝するか、あるいは国や地区、都道府県のゴルフ協会や連盟の代表に選ばれた場合

(b)エリートレベルで競技をした場合

ゴルフの名声はゴルフの手腕を通じてのみ得られるものであり、そのような名声は、プレーヤーのゴルフの手腕が統轄団体によって決められた基準に該当して以後 5 年間は継続するものとみなされる。

ガイドライン

(a) 解釈は文言のとおりです。下記は例です(これらに限られません)。

日本アマチュアゴルフ選手権競技の優勝者、地区アマチュアゴルフ選手権競技の優勝者
都道府県アマチュアゴルフ選手権競技の優勝者
ナショナルチームのメンバー、国民体育大会の都道府県の代表選手

(b) 「エリートレベル」とは次の競技と解釈されます。

国内外のプロツアー競技(下部のツアー競技を含む)
日本オープンゴルフ選手権競技
日本女子オープンゴルフ選手権競技
日本シニアオープンゴルフ選手権競技
日本アマチュアゴルフ選手権競技決勝ラウンド(マッチプレー)
日本女子アマチュアゴルフ選手権決勝ラウンド(マッチプレー)
他国のナショナルアマチュアゴルフ選手権、ナショナルオープンゴルフ選手権その他類似のもの

上記に該当してから 5 年間は「手腕や名声のあるアマチュアゴルファー」とみなされます。最後にこれらの基準に該当してから 5 年経過後は「手腕や名声のあるアマチュアゴルファー」ではなくなりますが、再び該当した場合には復活します。

2-2. 契約と合意

(a)国のゴルフ協会や連盟

アマチュアゴルファーは、自国のゴルフ連盟や協会と契約や合意を締結することができる。ただし、規則に規定されている場合を除き、アマチュアゴルファーである間は直接的にも間接的にも報酬その他いかなる金銭的利益も得てはならないことを条件とする。

(b)プロフェッショナル・エイジェント、スポンサーや第三者

アマチュアゴルファーは第三者(プロフェッショナル・エイジェントやスポンサーに限定されない)と契約や合意を締結することができるが、以下のことを条件とする。

(i)ゴルファーが 18歳以上であること。

(ii)その契約や合意が単にそのゴルファーのプロフェッショナルゴルファーとしての将来に関するものであり、特定のアマチュアイベントやプロフェッショナルイベントでアマチュアゴルファーとしてプレーすることを条件として要求するものでないこと。

(iii)規則で別途規定されている場合を除き、そのアマチュアゴルファーはアマチュアである間は直接的にも間接的にも報酬その他いかなる金銭的利益を受けないこと。

例外:特殊な個々の状況において、18歳未満のアマチュアゴルファーは、契約を締結することの許可を統轄団体に申請することができる。ただし、その契約は12ヶ月以下の期間で更新のないものであることを条件とする。

注1:アマチュアゴルファーは規則に従うことを確実にするためにいかなる第三者との契約や合意に署名する前に統轄団体に相談することが勧められる。

注2:アマチュアゴルファーが教育機関のゴルフ奨学金を受ける場合(規則6-5)、あるいは将来そのような奨学金を申し込む場合、いかなる第三者機関との契約や合意が適切な奨学金基準に基づく正当なものであることを確実にするために、そのような奨学金を管理する国の団体や関連する教育団体に相談することが勧められる。

ガイドライン

規則2-2(b)の規定は、**18歳以上**のアマチュアゴルファーが将来プロフェッショナルゴルファーになった場合の契約をアマチュアゴルファーである間に締結することを認めている規定です。契約・合意をする場合は次のことに留意のこと。

- ① アマチュアゴルファーである間に、特定のイベント(競技、エキシビションなど)に出場・出演することを約束してはならない。
- ② 特定の用具を使用することを約束してはならない。
- ③ 契約・合意したことを公表してはならない(規則6に抵触することになる)。
- ④ アマチュアゴルファーである間は、無報酬であってもどのようなサービスも受けてはならない(例、宿泊、交通の手配その他のマネージメント)。

この規則に基づいて契約・合意を考えるアマチュアゴルファーはその内容がアマチュア資格規則に抵触するかどうかについてJGAに問い合わせることを勧めます。契約・合意の法的な問題については個別に専門家(例、弁護士)に相談することを勧めます。

規則 4-2c. 個人競技

アマチュアゴルファーは次の条件を満たしていれば、個人競技に参加するための費用を受け取ることができる。

(i) 競技がプレーヤーの自国で行われる場合、その費用はそのプレーヤーの国、地区、都道府県のゴルフ連盟や協会によって承認され、支払われなければならない。あるいはそのような団体の承認があれば、そのプレーヤーのゴルフ倶楽部により支払われることができる。

(ii) 競技が他の国で行われる場合、その費用はプレーヤーの国、地区、県のゴルフ連盟か協会によって承認され、支払われなければならない。あるいはプレーヤーの国の連盟や協会の承認に基づいて、プレーヤーが競技に参加している地域のゴルフを統轄している団体によって支払われなければならない。

ガイドライン

個人戦に出場する場合、次の場合にのみ競技に参加するための費用を第三者から受け取ることができます。

① 家族や法的保護者からその費用を受け取る場合

② ジュニアゴルファーのみに限定された競技(例、日本ジュニアゴルフ選手権)に出場する場合

※1 企業やエージェントからの費用提供は認められない。

※2 大学生の試合は②に該当せず、費用の提供は認められない(大学からの費用提供も認められない)。

上記以外の場合、アマチュアゴルファーは個人戦の費用の提供を受けることはできませんが、規則 4-2c では統轄団体が認めて、統轄団体より支払われる場合は個人戦の費用提供が認められています。以下はそのガイドラインです。

JGA の方針は、アマチュア資格規則の目的に照らし原則として個人戦の費用の提供は認めません。その例外としてアマチュアゴルファーが他国の統轄団体の主催するナショナルオープンやナショナルアマチュア選手権、あるいは国際的な団体が主催する競技に参加する場合に費用の提供を承認する場合があります。

過去の例としてはナショナルチームのメンバーが個人で全英アマチュアゴルフ選手権競技に参加した場合にその費用提供を認めました。

地区、都道府県のゴルフ競技団体が規則 4-2c に基づいて費用の提供をする場合は事前に JGA の承認を得なければなりません。

g. スポンサー付ハンディキャップ競技

アマチュアゴルファーはスポンサー付ハンディキャップ競技に参加する際に費用を受け取ることができ、その競技については次のことが承認されていることが条件である。

(i) 競技がプレイヤーの自国で行われる場合、スポンサーは毎年、統轄団体の事前承認を先ず受けなければならない。

(ii) 競技が複数の国にまたがって行われる場合や、他国のプレイヤーが参加する場合は、スポンサーは各統轄団体の事前承認を先ず受けなければならない。この承認の申請は競技が開始される国の統轄団体に送付されなければならない。

ガイドライン

JGAでは上記規則 4-2gに基づいて事前に申請があり、要件を満たしたスポンサー付ハンディキャップ競技での費用の提供を認めています。申請書と承認基準は別紙をご参照下さい。



アマチュアゴルファーへの費用支払い
規則 4-2g に基づく承認のための申請書

規則 4-2g に基づく承認は申請者の申請内容を審査し、裏面の基準に基づいて裁定されます。従って、申請の内容は正確に記述して下さい。内容に不備がある場合は申請を受理しない場合もあります。

※ 申請の際はこの申請用紙に当該競技の競技規定全文を添付して郵送して下さい。

申請者名 _____ 会社名 _____

連絡先住所 〒 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

競技名 _____

競技形式 _____

参加料(1名) _____ 円 競技開催期間 年 月 日～ 年 月 日

費用が負担される競技の段階(例、決勝競技) _____

費用を負担する人数(例、予選 20 名、決勝 10 名) _____

前年度の費用負担の額/1人平均(負担していた場合) _____ 円

今回の費用負担の見積額/1人平均 _____ 円

選手の派遣期間(移動日、競技日、滞在日の合計) _____ 日

費用を負担するスポンサー名 _____

この競技に対してスポンサーから支出される運営費総額 _____ 円

宣言と署名

私は、この競技に賞金、またアマチュア資格規則 3-2 の限度額を超える賞品を設定していないこと、その他アマチュア資格規則に抵触する行為を競技者に強要しないこと、この申請書の内容が真実のものであることを宣言します。

署名 _____

役職 _____

日付 年 月 日

申請書送付先 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階(公財)日本ゴルフ協会
規則委員会 宛 TEL03-3566-0003



規則 4-2g「スポンサー付ハンディキャップ競技」での費用の支払い承認に関する (財)日本ゴルフ協会(JGA)の基準

規則 4-2g に従って競技が承認されるためには日本のアマチュア資格の統轄団体である JGA 規則委員会が定める以下の基準に適合していなければなりません。なお、JGA 規則委員会はいつでもこの基準を修正する権限を有します。

1. 競技はハンディキャップが適用されるハンディキャップ個人競技、またはハンディキャップチーム競技でなければなりません。ローハンディキャップのプレーヤーがグロススコアで競う競技はこの基準に不適合となります。
2. 競技は慈善目的や販売促進のためのもので、その競技を財政的に支援するスポンサーが付いていなければなりません。競技がスポンサー付とみなされるためには、スポンサーが、少なくともその競技の最終段階で競技者全員に支払われる費用を十分にカバーしていることが条件となります。
3. 競技者が参加料を支払い、その参加料によってその競技の財政の大部分を支援している場合、その競技はこの基準に不適合となります。
4. すべての賞品は規則 3-2 に適合していなければなりません。その競技を通じて 1 人の競技者が受け取る賞品の合計額は開催国の統轄団体が決定した規則 3-2a の規定の限度額を超えてはなりません。
5. この承認は 1 つの競技(予選・決勝のある競技は 1 つとみなす)に与えられ、複数の競技からなるツアー競技(例えば、1 ヶ月間で 5 試合を行なう)は承認されません。
6. スポンサーによって負担される費用は必要最低限の宿泊、交通費の実費の範囲内のものでなければなりません。競技参加に必要な限度を越える費用負担については認められない場合があります。競技参加のために必要な範囲の費用であるかの解釈は当委員会の裁定によります。
7. 競技が複数の国にまたがって開催される場合、この申請に対する承認は、スポンサーが規則 4-2g に基づいて関係各国の統轄団体からも同様の承認を得ることを前提としています。
8. 上記基準に基づく承認はこの裏面の申請書の内容に基づき JGA 規則委員会によって裁定されます。また、上記の基準に関わらず、JGA 規則委員会は承認を与えるかどうかについてのすべての権限を有しています。
9. この承認を得るための申請は競技開催前に事前になされなければならない、事前後の申請は原則として受け付けません。
10. 承認された場合、その競技の競技規定に承認通知書に記載されている承認番号(例：R4-2gJGA/01/2010)を表示しなければなりません。表示せずに競技を行った場合は規則 4-2g に基づく承認がなかったものとみなされます。

以上

(公財)日本ゴルフ協会 規則委員会 2010.08.13

規則 4-3. 生計費

アマチュアゴルファーは、生活費を補助するために、実費を超えない範囲内で妥当な生計費を受け取ることができる。ただし、その費用はプレーヤーの国のゴルフ連盟や協会によって承認されかつ支払われなければならない。そのような生計費が必要か、または適切かどうかの決定に際し、その費用の承認の唯一の裁量権を持つその国のゴルフ協会や連盟は、様々な要因の中で特に該当する社会的、経済的状況を考慮する必要がある。

例外：アマチュアゴルファーは、直接的であろうと間接的であろうと、プロフェッショナル・エイジェント(規則 2-2 参照)や、統轄団体によって決定される他の類似の団体から生計費を受け取ってはならない。

ガイドライン

アマチュア資格規則はこれまで教育機関からの助成金や奨学金を受けることを規則 6-5 で認めていましたが、教育機関からの助成金や奨学金を受け取ることができないプレーヤー(例、社会人)に対する支援について規定されていませんでした。

2012 年規則では教育機関に属していない才能のある個々のプレーヤーたちへの支援について規則 4-3 を新設して規定しています。

この規則により、将来有望なアマチュアゴルファーが基本的な生活費を賄えないために、ゴルフを続けるために働くか、プロフェッショナルに転向すべきかの決断を強要されることなく、アマチュアゴルファーとしてキャリアを続けて妥当な時期にそうした決断をすることができます。

なお、このような状況下で必要最低限の生計費を受けるためには、統轄団体の承認を得て、その統轄団体より支払われることが条件となります。

5-1. ゴルフ技術の指導 通 則

規則で規定されている場合を除き、アマチュアゴルファーはゴルフ技術の指導を行って、直接的であろうと、間接的であろうと支払や報酬を受け取ってはならない。

b. 認可されたプログラム

アマチュアゴルファーは、前もって統轄団体によって認可されたプログラムの一環としてゴルフ技術の指導を行って費用や、支払いあるいは報酬を受け取ることができる。

ガイドライン

アマチュアゴルファーは技術指導をして報酬を得てはなりません。規則 5-1b はその例外を規定していません。

この規定は世界の中にはプロフェッショナルプレーヤーが少なく、アマチュアに技術指導報酬を認めることがその国のゴルフの発展にとって必要であるという状況を前提としています。ゴルフ技術の指導をして報酬を得ることはプロフェッショナルゴルファーの職域であり、アマチュアゴルファーがこれを侵すことについては慎重に協議する必要があります。とくに、日本にはプロフェッショナルゴルファーの団体(PGA,LPGA)があり、その人数も全国に分布しています。

現在、JGA がこの規則に基づいて認めているプログラムはPGA,LPGA との協議のもとに認可した日本体育協会「公認スポーツ指導者」の資格を有した者で JGA の認可のもと国民体育大会のための所定業務に限られます。

6-2. 宣伝、広告、販売

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、次のことに対して直接的であろうと間接的であろうと、支払い、報酬や私的な便宜を受けたり、金銭的利益を得るためにその手腕や名声を利用してはならない

(i) どのようなものであってもその宣伝、広告、販売をすること。

(ii) どのようなものであってもその宣伝、広告、販売のために第三者によって自分の氏名や肖像が利用されることを許可すること。

ガイドライン

定義3の「手腕や名声のあるアマチュアゴルファー」に該当する者は自分の氏名、肖像を宣伝、広告などに利用したり、利用させたりすることができません。次は認められない例です。

すべて報酬の有無を問わず、

- ① ポスター、CMなどの宣伝、広告に出演する。
- ② 書籍、雑誌などの記事の中で宣伝、広告をする。
- ③ TV マッチに出演する。(報酬の有無にかかわらず)
- ④ 書籍を宣伝するために氏名や肖像を利用することを承認する。

上記に限らず、宣伝、広告に氏名、肖像を利用したり、利用させたりした場合、**報酬の有無にかかわらず**この規則に抵触することになります。なお、本人の了承を得ずに、氏名、肖像が利用されてしまうこともありますので注意が必要です。本人の知らないところで行われた行為について直ちにこの規則の違反と裁定するかどうかはケースバイケースですが、規則の適用を逃れることを意図したものは認められません。

注 1: 手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、広告に一切関与しないことを条件に、ゴルフ用具を扱う者から用具を受け取ることができる。

ガイドライン

注1に従って認められる用具の数量については裁定 6-2/10 を参照のこと。

メーカーが用具の調査のためにある一定の期間、プレーヤーに用具を使用してもらいその感想を収集する、所謂「モニター」によって受け取った用具は裁定 6-2/10 の数量に含まれます。

注 2: ゴルフ用具や衣類上への限定的な名前やロゴの表示は許される。この注に関するさらなる情報と正確な解釈は「アマチュア資格規則裁定集」に規定されている。

ガイドライン

裁定 6-2/13、6-2/14、6-2/15 を参照のこと。

6-5. 教育的助成金と奨学金

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、その諸条件を統轄団体が認めた教育的助成金や奨学金の恩恵を受けることができる。

統轄団体は、アメリカ合衆国の全米大学体育協会(NCAA)や、教育団体の体育を管轄する他の類似の組織の規定に従っているものなどのような教育的助成金や奨学金の諸条件を事前承認することができる。

アマチュアゴルファーが教育的ゴルフ奨学金を受ける場合、あるいは将来そのような奨学金への申請ができる場合、いかなる第三者との契約や合意(規則 2-2b)や、競技費用(規則 4-2)が適切な奨学金規定に基づいて認められるようにするために、そのような奨学金を規定する国の団体や関連する教育団体に相談することを勧める。

ガイドライン

プレーヤーの所属する教育機関(高等学校、大学など)により、その機関の規定のもとに支払われる教育的助成金や奨学金は認められます(事前承認不要)。しかしながら、助成金や奨学金という名目ではあっても教育機関の規定に基づかないものや、アマチュア資格規則の主旨に反したり、規則の適用を逃れることを目的としたものを受け取っていた場合、そのプレーヤーはアマチュア資格を喪失することになることを留意のこと。

教育機関の教育的助成金と奨学金以外のものについては個別に審査し承認をします。

8-3. 上訴手続き

各統轄団体は、規則の執行に関するいかなる裁定に対してもその影響を受ける者が上訴できる手続きを規定するべきである。

ガイドライン

アマチュア資格規則に関して JGA 規則委員会の裁定を受けた者は下記の手続きに従って上訴することができます。

上訴手続きの規定

1. 上訴をする者は、JGA からの裁定書に記載の日付から 30 日以内に書面を JGA 上訴委員会に提出すること。
2. 上訴は次の理由がある場合に行うことができる。
 - ① 規則の適用が明確に間違っている。
 - ② 制裁措置や復帰待ち期間が不当である。
 - ③ 裁定の手続きに重大な不備がある。
3. 書面には次のことを記載のこと
 - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号
 - ② JGA への申請書、および JGA からの裁定書のコピー
 - ③ 2.に規定する理由とその根拠
4. 3.の必要事項が記載されていない上訴については却下する。
5. 上訴委員会は上訴の書面を受け取った日から原則として 30 日以内に書面にて回答する。さらなる協議が必要で回答までに時間を要する場合は上訴をする者に連絡をする。

規則 9-2b. 復帰待ち期間

(i) プロフェッショナリズム

一般に、復帰待ち期間はプレーヤーの違反期間と関連するが、通常、少なくとも 1 年間規則を順守したあとでなければアマチュア資格復帰の資格を得られない。

委員会は、原則として次に示す復帰待ち期間を適用する。

違反期間 復帰待ち期間

5 年未満 1 年間

5 年以上 2 年間

しかしながら、申請者がその成果にかかわらず、賞金のためのプレーを頻繁に行っていた場合は復帰待ち期間を延長することがある。全てのケースにおいて、委員会は、前記の復帰待ち期間を延長したり短縮する権限を有する。

(ii) その他の規則違反

通常、1 年間の復帰待ち期間を要する。しかしながら、違反が重大な場合、その期間を延長することがある。

ガイドライン

復帰待ち期間の解釈については規則規定のとおりですが、復帰待ち期間の延長に関して次のガイドラインを適用します。

(1) 以下の規則違反をして得た通算の額が 100 万円を超えた場合、復帰待ち期間は 2 年間とする。

規則 3-1 賞金のためのプレー

規則 3-2 賞品の限度額

規則 4 費用

規則 5 技術指導報酬

(2) 規則 8-2 の措置に基づいて、勧告、注意を受けた後に再びアマチュア資格に抵触する行為をした場合、復帰待ち期間は 2 年間とする。

(3) 規則 7 の重大な違反があった場合、復帰待ち期間は 2 年間とする。

以上